日 時 平成24年7月31日(火)午前10時

場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

出席者 田中会長、小澤委員、坂詰委員、中村委員、藤井委員、馬場委員、以 上6名

事務局 後藤文化スポーツ部長、谷本課長補佐、塚原調査係長、庄司郷土資料 担当主査、荻野事務職員

傍聴者 1名

1 審議事項

会長 それでは報告事項(1)について、事務局の説明求めます。

審議事項(1) 国史跡武蔵国府跡の保存管理の指針について(諮問)

事務局 本日ご提出いたしました「国史跡武蔵国府跡の保存管理の指針について」の諮問でございますが、これは、国史跡武蔵国府跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくために、史跡の本質的価値を踏まえて、適切に保存及び管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定を行うための指針を定めるために行うものです。

資料についてご説明いたします。

資料ページ1の黄色の点線内が国府域と想定される場所です。この中で赤い四角で囲っている国衙の部分を拡大したのが資料のページ2になります。ページ3は指定地域周辺部までを含んだ地形図になります。ページ4は指定地域の航空写真、4は国衙地区整備地の発掘調査時の写真です。

続いてページ5は、武蔵国府・国分寺跡の主要遺構を表した広域の地図です。ページ7は武蔵国衙の主要遺構をの配置を示した図、8はその中の国衙中枢部分東側の主要遺構の部分を拡大したものです。最後にページ9は、周辺地域からの墨書土器、手工業関連遺物などの出土状況を示した図になります。

馬場委員 この諮問の意図としては、資料1の武蔵国府域全部を対象にしたものしたいのか。それとも国衙域だけを対象にしたいのか。

事務局 武蔵国府跡の中で国衙域は最も重要な位置を占める区域ですが、その 周辺に広がる武蔵国府推定域をも含めた武蔵国府域全体を対象に、その保存管 理の指針を諮問するものです。

坂詰委員 府中市では、武蔵国府に属する遺跡を「武蔵国府関連遺跡」という 名称の遺跡として登録をしています。これには国府以外の領域も含まれていて、 登録後も継続調査をしてきた結果、資料1の黄色の点線の範囲がどうやら国府 に属する遺跡だろうと分かってきたのです。だからこれを「武蔵国府遺跡」と していかに保存活用していくか、ということですね。

中村委員 この黄色い範囲以外に国府関連の遺跡が出る可能性があるとするなら、ここは「推定国府域」とするべきです。

藤井委員 資料1の黄色の範囲外も遺跡があるのですか?

事務局 「武蔵国府関連遺跡」というより広い範囲の遺跡があり、この黄色の 点線の範囲はその中にあります。

小澤委員 何とも言えません。判断材料が足りない。

坂詰委員 国府域は他の地域では正方形または長方形の形状をしていると考えられてきました。ところが武蔵国府は違っている。地形に併せた形状をしている。「武蔵国府関連遺跡」の範囲を定めた時に、崖線の下は入れなかった。でも調査をしていると崖線の下からも国府に関連する遺跡が出て来る。こうなると見直しが必要になってきます。37年間、新しい発見に対応して、見直しを行いながらこういう調査を続けているのは他にはありません。そういう意味で貴重な遺跡です。

また、国衙域を決める際に重要な指標は道路遺構です。国衙域という重要な領域をA、それ以外をBという優先順位をつけ、それぞれに開発規制を設けるといった方針を作りたい、それが今回の諮問の目的だと思っています。今まではそういった方針が無かった。

事務局 坂詰先生のお話で出てきた道路遺構の例は、資料8にあります。建物 1 と建物2の間の遺構です。この諮問につきましては、今年度の文化財保護審議会が残り3,4回は実施しますので、その際により詳しい資料を提供いたしたいと考えています。資料が揃った段階で諮問内容について審議していただきたいと存じます。

会長そうですか、それでは今回の審議はここまでとします。

次回は平成24年度の府中市文化財保護報告会の第3回です。 日程は、平成24年10月4日(木)、5日(金)の午前か午後になりました。 期日が近づきましたら、委員の皆様のご都合を合わせ、実施することといた します。